【表紙】

【公表書類】	訂正特定証券情報
【公表日】	2026年11月11日
【発行者の名称】	InfiniCloud株式会社 （InfiniCloud Co. Ltd.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　瀧 康史
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市葵区呉服町二丁目１番地の５
【電話番号】	050-3801-5987（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　兼　管理本部長　向 正裕
【担当J-Adviserの名称】	フィリップ・キャピタル証券株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長　永堀 真
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番１号
【担当J-Adviserの財務状況が公表される ウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	03-3666-2321（代表）
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は 売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当てによらない特定投資家向け取得勧誘 86,700,000円以内 （注）発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、訂正特定証券情報提出時における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2026年11月30日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定であります。 当社は、上場に際しては「第一部【証券情報】第１【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町７番１号
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【公表されるホームページのアドレス】	InfiniCloud株式会社 https://infinicloud.com/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　特定証券情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の33において準用する法第21条第１項第１号及び法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

４　東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

１【訂正特定証券情報の公表理由】

2026年10月30日付で公表いたしました特定証券情報並びに2026年11月10日付で公表いたしました訂正特定証券情報の記載事項のうち、「第一部 【証券情報】第１ 【特定投資家向け取得勧誘の要項】２ 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】」の記載内容の一部を訂正するため、訂正特定証券情報を公表するものであります。

２【訂正事項】

第一部 【証券情報】
第１ 【特定投資家向け取得勧誘の要項】
２ 【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】
（２）【特定投資家向け取得勧誘の条件】

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第一部　【証券情報】

第１　【特定投資家向け取得勧誘の要項】

２　【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

（２）　【特定投資家向け取得勧誘の条件】

＜訂正前＞

額面・無額面の別	発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
無額面	未定（注）２	1,445（注）３	未定（注）４	100	自 2026年６月11日 至 2026年６月12日	―	2026年６月17日

（注）１．上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う１株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の１株当たりの払込金額

「資本組入額」：１株当たりの増加する資本金の額

２．発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。仮条件は、1,700円以上1,750円以下の価格とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2026年11月17日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況及び最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

３．発行価額は、2026年11月10日開催の取締役会において決定いたしました。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

４．資本組入額について、当社は、2026年10月30日開催の取締役会において、2026年11月17日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

５．申し込みに先立ち、2026年11月11日から2026年11月13日までの間でブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

６．本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2026年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。

７．株式受渡期日は、2026年11月30日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

＜訂正後＞

額面・無額面の別	発行価格（円）	発行価額（円）	資本組入額（円）	申込株数単位（株）	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
無額面	未定（注）２	1,445（注）３	未定（注）４	100	自 2026年11月18日 至 2026年11月20日	―	2026年11月26日

（注）１．上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。

「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う１株当たりの金額

「発行価額」：会社法上の１株当たりの払込金額

「資本組入額」：１株当たりの増加する資本金の額

２．発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。仮条件は、1,700円以上1,750円以下の価格とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2026年11月17日に決定する予定であります。また、当該条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場企業との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況及び最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

３．発行価額は、2026年11月10日開催の取締役会において決定いたしました。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

４．資本組入額について、当社は、2026年10月30日開催の取締役会において、2026年11月17日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第１項に基づき算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

５．申し込みに先立ち、2026年11月11日から2026年11月13日までの間でブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーであるフィリップ・キャピタル証券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

６．本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みに係る書類を提出することとし、2026年11月26日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。

７．株式受渡期日は、2026年11月30日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。
なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。